

経済産業省委託事業

ブラジルにおける模倣品対策の制度及び運用状況に
関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

司法救済（民事訴訟）

民事領域での司法措置には、違反者に罰を課すことが含まれない場合（刑事領域に留保されるものであるため）、予防、制止または懲罰的性質があり得る。商標の使用を止めさせるための訴訟、搜索・押収手続および損害賠償請求は、知的財産権の違反行為に関する民事訴訟の例である。最も普通の訴訟は、一般的には損害賠償請求と合わせて、模倣品の製造、使用その他何らかの不当な利用を被告に止めさせることを義務付けるものである。

同手続は、民事的性質を有する知的財産の不正使用の中止を目的とする司法手続に適用される場合があり、刑事的性質の捜査押収手続に生じることに類似する。

一般に、権利者は、知的財産の使用中止のための民事訴訟を求めるとき、模倣品の搜索・押収を請求する。原則として可能ならば事前の専門家による鑑定を行うが、知的財産権侵害を明白に立証できるような事実も採用されうる。

そのような実行可能性にかかわらず、民事手続の範囲は、知的財産の不正使用の即時かつ確定的中止であり、通常、かかる差止めは、予備的救済の場合、保全命令または予備的差止めによって事前に達成される。

予備的救済によって得られる差止めは、蓋然性の判断から引き出されるため、予備的差止め命令が採用されて判事によって命令が下されるよう、特別な条件が留意されなければならない。緊急時として予備的救済の必要性が考えられるならば、他方当事者を審理することなく、判事が判決の効果を評価して前倒すことができるよう、その必要性を実証しやすくする要素が必要である。

よって、一方当事者は、本案判決の効果を達するために予備的差止め命令を与えられる必要性を実証するため、正当な権利の存在および遅滞によって回復不能または困難となる損害発生の可能性を証明しなければならない。

予備的差止め命令の目的は、本訴で与えられるべき終局的決定の結果を保証することである。

ブラジル産業財産法は、賠償が困難な回復不能の損害を避けるため、被告への訴状の送達前に、必要ならば現物債券または対人担保とともに、侵害またはその根拠となる行為を予備的に除去して、予備的手続を与える実行可能性を定める。

違反が明白であり続ける場合、判事は、すべての物品、製品、物、包装、下げ札その他の品目の押収を言い渡すことができる。

産業財産法によって、損害（将来の収益）は、損害を被る当事者に最も好ましい方法を考慮して精算することができ、そのために以下の基準を遵守するものとする。

- ・ 損害を被る当事者が、侵害が生じなかったならば受領したであろう利益
- ・ 著作権侵害に責任を負う被告が受領した利益
- ・ 権利侵害者が、使用許諾を受けるため、権利者に支払ったであろうライセンスフィー

すべてを考慮して、模倣者が、それによって特許を侵害する製造および／または商品化された製品の量が分かる情報および／または財務書類を提出しない場合でも、法が規定するその他の基準を使用して損害を明確にすることが可能である。

適用法

民事訴訟は、模倣者に対して用いるべき最も包括的な手段であり、より融通の利く手続でもある。その固有の性質のため、法令もまた包括的である。したがって、以下の法令は、最も重要な条項の例である。

・ ブラジル民事訴訟法（2015年法令第13,105号）

「第294条 予備的救済は、緊急性または証拠に基づくことができる。

補項 予防的性質または判決の予備的充足としての緊急性に基づく予備的救済は、請求の申立てより前または付随的に与えることができる。

[略]

第300条 中間救済は、被疑請求の蓋然性を証明する要素（「権利の提示」または *fumus boni iuris*）および訴訟の有益な結果に対する損害の危険（遅滞の危険（*periculum in mora*））が存在するときに与えられるものとする。

第 1 項 中間救済を与えるため、判事は、他方当事者に生じ得る損失補償のために適切な、場合に応じて担保権または個人保証を請求する場合があります、経済的に困窮する当事者が補償を提供できない場合、担保権放棄の可能性がある。

第 2 項 中間救済は、予備的に、または正当化の弁明前に与えられる場合がある。

第 3 項 予備的な中間救済は、決定の効果が取消不能である危険性があるときは与えてはならない。

第 301 条 予備的な中間救済は、仮差押え、没収、資産の先取特権の差押え、財産譲渡に対する異議申立てその他の権利保証のための適切な措置によって、執行することができる。

第 302 条 手続上の損害賠償とは別に、当事者は、以下の場合、中間救済が他方当事者に生じさせ得る中間救済の執行にかかる一切の損失に責任を負う。

I—判決が前者に不利な場合

II—予備的に事前に得た救済が、5 日以内に被告に召喚状を送達するために必要な手段を提供しない場合

III—救済が何らかの法的仮説において有効ではなくなる場合

IV—判事が原告の請求の破棄または時効の主張を受け入れる場合

補項 損害賠償は、可能な場合はいつでも、救済が与えられた訴訟で清算されるものとする。

[略]

第 497 条 その目的物が作為または不作為義務に関する訴訟で、請求が有効な場合、判事は特定救済を与えるか、講じるべき措置を決定するものとする。

補項 損失の発生または過失もしくは故意の存在の証明は、不正の実行、反復または継続を阻止するか、その除去を目的として特定救済を与えることとは無関係である。」

・工業財産法（法令第 9.279/96 号）

「第 202 条 予備的搜索・押収手続の他、関係当事者は以下のいずれかを請求することができる。

I—模倣、変造または模造標章が犯罪目的で使用される前に、そのいかなる作成場所または発見場所における押収

II—包装上の模倣標章または模倣標章を含む製品が流通する前のその標章の破壊（包装または製品自体の破棄が不可避である場合はそれも含む）

[略]

第 209 条 被害当事者には、本法に定めのない産業財産権の侵害または不正競争行為によって生じる損失補償としての損害賠償を回復する権利が留保されるものとする。ただし、かかる行為は、第三者の名誉または業務を害するか、商業施設、工業施設もしくはサービス・プロバイダー間または市販の製品もしくはサービス間で混乱を生じることにつながる行為とする。

第 1 項 判事は、手続自体の過程で、かつ回復不能または困難な損害を回避するため、原告の召喚前に違反行為またはこれを生じさせる行為の停止を予備的に命令することができ、必要と思料する場合、現物債券または保証の供託を命令することができる。

第 2 項 登録商標の複製または著しい模造の場合、判事は、その模倣または模倣商標を含むすべての商品、製品、物、包装、表示その他あらゆるものの押収を命令することができる。

第 210 条 逸失利益は、以下の中で最も被害当事者に有利な基準を用いて決定されるものとする。

I—被害当事者が、違反行為が生じなかったならば上げていたであろう利益

II－権利の違反行為の加害者が上げる利益

III－侵害者が合法に当該権利を利用するための使用許諾の付与を通じて、当該侵害者が権利者に支払ったであろうライセンスフィー」

・ブラジル消費者防衛法（法令第 8, 078/90 号）

「第 18 条 耐久性の有無を問わず、消費製品のサプライヤーは、製品が通常想定される用途を満たせない程度、あるいはその価値までも減じる程度の品質および数量の瑕疵や、容器、包装、表示または宣伝広告上に示す特徴との矛盾から生じる瑕疵に共同で責任を負い、消費者が瑕疵のある部分の交換を要求することができるように、その性質上、可能な変更十分に配慮する。

[略]

第 6 項 以下は使用および消費に不適切である。

I－効用が期限切れの製品

II－劣化、変造、不純、損傷、偽造、腐敗、偽り、生命もしくは健康への危害、危険または製造、流通もしくは発表に関する規則の不遵守があった製品

III－何らかの理由で第 37 条第 1 項に意図する用途の不備を示す製品。全部または一部に虚偽の宣伝広告の特徴を有するか、製品およびサービスについての性質、特徴、品質、数量、属性、原産、価格その他何らかのデータに関し、過失をも含む消費者を誤解に導き得るその他いずれの理由によるいかなる情報または情報発信も、混同惹起の原因として解釈される。

[略]

第 37 条 侮辱的であるか誤解を生じる宣伝広告は、禁止されるものとする。

第 1 項 全部または一部に虚偽の宣伝広告の特徴を有するか、製品およびサービスについての性質、特徴、品質、数量、属性、原産、価格その他何らかのデータに関し、過失をも含む消費者を誤解に導き得るその他いずれの理

由によるいかなる情報または商法発信も、混同惹起の原因として解釈されるものとする。

[略]

第 66 条 虚偽または誤解を生じる確約を行うか、製品またはサービスの性質、特徴、品質、数量、安全、性能、持続期間、価格または保証についての該当情報を省略すること。

刑罰：3 カ月から 1 年までの懲役・禁錮および罰金

第 1 項－申し出の提供者は、同じ刑罰を負うものとする。

第 2 項－犯罪が故意ではない場合

刑罰：1 カ月から 6 カ月までの懲役・禁錮または罰金

訴訟手続

訴訟手続は、事実審（第一審）裁判所内で判事の面前で常に弁護士が行うところ、上訴は控訴審の判事 3 名が決定する。高等裁判所は、ブラジルの首都ブラジリアに所在し、(i) STJ（高等裁判所）は、憲法基盤上の事項に管轄を有し、すなわち、ブラジル連邦の各州の異なる控訴裁判所間での決定の調和を図っており、最後に (ii) STF（連邦最高裁判所）は、ブラジルの憲法裁判所である。前の項目は一般的なことから、以下の側面を追加の詳細とともに取り上げる。

訴訟費用は、事案を担当する弁護士によって変わる事項である。ブラジル弁護士会は、各案件で請求されるべき最低額を定めるが、費用内訳および金額は個別事項である。事案の複雑さおよび関与量は、費用の定めで考慮される変数である。事案が複雑になるほど時間もかかり、したがって、費用はより高額になる可能性がある。他方、より重要なものに関与する場合はいつでも、弁護士の人数およびより高度な注意事項を思料すべきで、これも事案の費用を増額させる。

損害賠償および救済

前述のとおり、ブラジルは連邦国であり、そのため、27 の州裁判所があり、これらが侵害訴訟の管轄を有する。原則として、民事侵害訴訟は、被告の所在地の管轄裁判所に申し立

てなければならない。ただし、例外がいくつかある。原告が、侵害が異なる裁判所の管轄地域で起こっていることを証明する証拠を収集可能な場合、訴訟は、その裁判所に申し立てることができる。紛争がフォーラム・ショッピング条項を含む契約から生じる場合も、一般原則の例外としてその条項を適用することができる。

サンパウロ（控訴審のみ）、リオデジャネイロ（第一審のみ）およびリオグランデ・ド・スル（控訴審のみ）に、知的財産に特化する州裁判所がある。最も富裕な州として、リオデジャネイロおよびサンパウロは侵害訴訟で最も重要な地域である。

他の連邦国とは異なり、ブラジルには、現地手続規則が存在しない。2015年に施行された連邦民事訴訟法および連邦刑事訴訟法に完全に準拠する。手続規則が国全体に適用されるが、地域の不平等および一部裁判所での業務の蓄積の観点から、訴訟の平均概算時間は著しく変動する。サンパウロ州裁判所は以前、国内で最も時間がかかっていたが、デジタル訴訟事件一覧表の導入後、著しく改善した。

ブラジル産業財産法第 175 条に基づき、無効訴訟は、必ず INPI を被告として連邦裁判所に申し立てる。これは、INPI の決定に対して申し立てられる異議にも適用される。ブラジルでは、連邦裁判所は巡回裁判区 5 カ所に分類される。第一の所在地がブラジリア、第二がリオデジャネイロ、第三がサンパウロ、第四がポルト・アレグレおよび第五がレシフェである。これら巡回裁判区間で、最も重要な地域はリオデジャネイロ（INPI が本部を有する）およびサンパウロ（この州では多くの共同被告がその所在地を有するため）。連邦裁判所に申し立てられる訴訟は、州裁判所に申し立てられるものより遅く進む傾向にあるが、それは州全体として、INPI が特別期限を享受するからである。

損害賠償および救済、利用可能な救済

執行規定は、標章所有者が侵害者に対して民事および刑事双方の措置を講じることを可能にする。刑事救済には、捜索・押収、拘留および 3 カ月から 1 年までの懲役・禁錮または罰金を含む。

最も普通の民事救済は、捜索・押収、日割罰金罰に基づく侵害中止の保全命令、製品の破壊ならびに損失および損害賠償の回復である。

原告は、精神的損害および財産的損害のいずれも賠償を求めることができる。法人の場合、精神的損害賠償は、侵害が標章の良い評判を傷つけたと裁判所が判断するときに与え

られる。財産的損害賠償の裁定の計算根拠は、ブラジル産業財産法第 210 条が定め、以下のとおりまとめることができる。

- ・ 侵害が生じなかったならば標章所有者が得たであろう利益
- ・ 標章の不当な使用で侵害者が上げる利益
- ・ 当事者が使用許諾契約を締結していたならば、侵害者が標章所有者に支払ったであろうライセンスフィー

裁判所は通常、専門家を任命して財産的損害賠償の最終額を定める。民事補償手続には時間がかかることが多く、勝訴できるかは、損害賠償の証拠および被告の経済状態による。

無効訴訟について、商標登録の無効の他、原告は、状況に応じて、商標登録の審判を請求することもできる。すなわち、標章が現地代理人または代表者による授権なく登録された場合である（パリ条約第 6 条の 7 および産業財産法第 166 条に基づく）。

差止めによる救済

予備的および終局的差止めは、侵害および無効訴訟双方で利用可能である。一方的な差止めの法的要件は、以下のとおりである。

- (i) 原告がその権利および現在の侵害に関して収集する強力な証拠の観点から、訴訟で勝訴する蓋然性が高いこと。
- (ii) 請求される救済が直ちに実施されない場合、不当な危害の危険があること。

原告は、特別措置（捜索・押収および／または保全命令）を得て、証拠保全および収集のために差止めを請求することができる。新民事訴訟法は、被告の訴訟事件摘要書の提出後に原告が請求する権利を証明する十分な証拠が存在する状況で、差止めを与えることも規定する（証拠保護（*tutela da evidência*））。この場合、裁判所が救済を直ちに与えない場合には不当な危害の危険があることを証明する必要はない。

無効訴訟について、産業財産法第 173 条は、原告が訴訟係属中の商標登録の停止を請求する権限を与える。

訴訟における証明

i) 証拠の分類

民事訴訟法によると、当事者は、「法に抵触しない」証拠（例えば、違法な手段により取得されたのではない証拠）を提出することができる。商標関連訴訟では、当事者が提出する証拠の大部分は、インボイス、宣誓供述書、写真および広告資料といった書証である。特に販売契約に関する事件であれば、証人が有用となる場合がある。特定の技術的知識（特定の市場における広告慣行など）を要求される事件では、裁判所は、意見書を提出する専門家を任命することができる。この場合、両当事者は、裁判所が任命した専門家に対し質問を行うとともに、自ら専門家を指名することができ、当該専門家は、自身の意見を提出し、裁判所任命の他の専門家が述べるに対する賛否の表明を行うことができる。裁判所に任命された専門家が述べる意見には拘束力がなく、他の証拠が専門家の意見と矛盾する場合、裁判所はこれを考慮しないことができる。

コモン・ロー法域と異なり、ブラジルではディスカバリー段階がなく、裁判所が指示する場合を除き、当事者は他方当事者から求められた証拠を提出する義務はない。原告は、他方当事者または第三者が保持する証拠を取得するため、本訴を開始する前に、要求された証拠の提出を当事者に命じる処分命令を申立て、または早期証拠提出手続を開始することができる。

通常、原告は、被告が呼出しを受けた後は申立て概要書を修正することはできない。もっとも、証拠収集のための予備的差止め命令の申立てがある場合、原告は、予備的差止め命令が付与された時点で当該申立てを修正することができる。

当事者は、第二審で新たな証拠を提出することができないが、当該証拠が上訴後に発生した新たな事実の証明を目的とするものである場合は、この限りでない。

ii) 調査による証拠収集

商標の混同の可能性を証明すること、または商標の識別力または希釈を確認することが重要な事案においては、調査が有用となる場合がある。また、調査は、特定の分野で商標が広く認知されていることの証明に資する場合があり、したがって、パリ条約第 6 条（第 2 稿）の規定による特別な保護を受ける。調査は、著名商標の判定を取得する行政手続においては義務的であり、これに関連して INPI が下した決定に対する不服申立て訴訟においても重要である。

裁判所が調査証拠の提出を命じることはほとんどない。通常、調査は当事者によって行われ、当事者は、調査を地元の専門企業に委託する。

利用可能な防御方法

商標権侵害に関する最も一般的な防御方法の一つは、侵害が主張される商標の登録の無効を主張することである。しかし、この場合、連邦裁判所において無効訴訟を提起しなければならず、このため二つの異なる裁判所に訴訟が提起されるという煩雑な状況が生じる。民事訴訟規則に基づき、侵害訴訟を取り扱う州裁判所は、無効訴訟の結果を待つ間、1年間は当該訴訟を留保することができる。

もう一つの一般的な防御方法は、希釈化（すなわち、同じ分野に類似の標章が多数あるため、標章が識別力を失うこと）の主張、または侵害された標章が弱いという主張である（例えば、記憶を喚起する商標）。このような場合、裁判所は類似の標章の共存を命じることができる。

もう一つの一般的な防衛は、専門化の原則である。この原則の下では、標章に与えられる保護は、その登録が認められた商品およびサービスに限定されている。したがって、商標所有者が当該標章の評価および混同または不当な連携の可能性を証明できない限り、異なる製品およびサービスにおける登録商標の使用については、侵害の主張は成功しない可能性がある。

商標権侵害および不正競争の事案において、もう一つの主要な防御方法は、先行する標章の識別力の欠如および標章間の混同の欠如の主張である。トレード・ドレスの事案では、被告は、自己のトレード・ドレスが自己の市場で規定されたパターンに従ったものであり、したがって消費者が知的財産所有者のトレード・ドレスを特有のものと認識していないことを証明しようとする場合がある。

当事者は、反訴を提起することができる。

上訴手続

ブラジルの訴訟規則は、上訴を多く受理しすぎるという点で、強い批判を受けてきた。この点について、改正民事訴訟法は、抗告申立ての可能性を大幅に減少させることによる解決を試みた。現在、抗告は、予備的差止め命令に関連した決定など、一部の中間決定に対してしか行うことができない。

当事者は、第一審裁判所によって行われた本案判決に対して上訴を提起することができる。上訴は、3人の裁判官により審理される。反対意見のある事案については、裁判官がさらに2人多く審理に参加する。

当事者は、第二審判決が憲法規定に違反し、または類似事案の裁判例と矛盾すると考える場合、最高裁判所に特別上訴を提起することができる。最高裁判所はブラジルに所在し、憲法の標準化を統括している。最高裁判所の判決は、一般的には他の事案を拘束するものではないが、その影響力は強く、下級裁判所にとって何らかの指針となる。

当事者は、第二審判決が憲法規定に違反していると考えられる場合、最高裁判所に非常上訴を提起することができる。この訴えが行われることはめったにない。

証拠収集

産業財産法は、被害者が刑事訴訟とは別個に民事訴訟を提起し、仮差止命令による救済および損害賠償を求めることができると規定する。産業財産法および民事訴訟法のいずれも、仮差止命令および／または搜索押収命令の付与を認める。かかる内容の差止命令を得るため、権利者は、以下の手続要件を満たす必要がある。

- ・ 権利者の権利の証拠。
- ・ 侵害の実質的かつ疑いのない証拠。
- ・ 差止命令が認められなかった場合に被る危険性のある合理的な損害の程度を証明する要素。

一部の執行環境においては、裁判所に行く前に侵害行為の停止通告書を発することが推奨される。

著作権侵害について、著作権法は、侵害者が現在所持している著作権を侵害するすべてのコピー品を権利者に引き渡し、侵害者が製作した残余のコピー品については、それが売却された価格または売却される予定であった価格を権利者に支払うことを、侵害者に義務付ける。また、著作権法は、違法コピー品の数量が不明である場合、侵害者が押収された数量に加えて、3,000個分のコピー品の価格を支払わなければならないと規定する。

ブラジルの法制度は、知的財産権侵害に対する他の類型の民事執行救済についてもあらかじめ規定している。一般的に使用される手続の一つとして、侵害の証拠が消滅または変

更される可能性がある場合に通常使用される早期証拠提出のための予備的措置がある。同様に、ソフトウェア侵害に対する手続については、権利者は、裁判所の専門家報告書による同意を得て、当該裁判所の意見内容に基づき、損害賠償を請求する民事訴訟を提起しなければならない。

最終的に、知的財産権の侵害による損害賠償義務が生じる。この点について、産業財産法は、損害賠償額が被害者に最も有利な以下の基準に基づいて計算されることを規定する。

- ・ 侵害が発生しなかったならば被害者が得られたはずの利益。
- ・ 権利を侵害した当事者が得た利益。
- ・ 侵害者が合法的な権利の利用を許可するライセンスを取得していれば、知的財産所有者に支払ったはずの報酬。

懲罰的損害賠償の請求が可能だが、認められた例はほとんどない。

民事賠償手続は、しばしば遅滞し時間を浪費するものであり、手続が成功するか否かは損害または状況の証拠、被告の財務状況に左右される。

過失に関する訴訟

過失に関する訴訟とは、ケアまたはサービスの提供中、合理的な注意を怠り、被害者に損害を与えた個人または法人に対し提訴する民事訴訟である。行為に過失があったことが証明された場合、何人も過失訴訟を提起される可能性がある。過失訴訟について結論を得るためには、損害がサービスの水準により引き起こされたことを被害者が証明することが不可欠である。

理論上可能と考えられるとしても、損害を受けた消費者が、模倣品に対し強制する義務の懈怠に基づき、権利者に対し訴訟を提起した前例はない。消費者は、権利者に対し訴訟を提起する場合には、以下の要素を特定する必要がある。模倣を停止させる権利者の義務、不作為によりかかる義務に違反したこと、かかる義務違反と模倣品により消費者に生じた損害との関連性である。

同様のアプローチが消費者ではなく権利者によって取られる場合として、権利者が、模倣者による模倣品の販売および商品化のために使用された不動産の所有者に対し、貸主に自己の財産の合法的な使用についての義務があることを主張して、過失訴訟の提起する場合

がある。最初の事案は、ブラジルのよく知られた商標の権利者が、模倣品の流通で有名なショッピング・センターに対して提起した事案である。審理裁判所の判決および上訴裁判所の判決¹⁹は、当該ショッピング・センターの非を認めたが、貸主の監視義務に基づく過失ではなく、貸主が知的財産権の共同侵害者であることを法的根拠とするものだった。

実際の事案および教訓

ブラジルの法制度に存在する模倣に対する全手続および対策は、正確な事実的背景において適用される場合には有効である。侵害者が知られている企業であり、事業活動が特定されている場合には、常に民事訴訟を検討すべきである。民事訴訟においては、(他の手続における場合と異なり)原告が手続を支配することができることが主な理由である。さらに、すでに述べたように、これは権利者が補償を得ることができる唯一の解決方法である。

権利者が慎重に検討すべきシナリオは、主張される侵害が商標自体ではなく、アイデアやマーケティング・コンテキストといったコンテキストやおよび/または追加要素である場合に開始される。かかる状況において、フランスの会社 Danone は、競合商品に関する被疑侵害について、スイスの Nestlé に対し訴訟を提起した。

このような事案は、成功と失敗のシナリオを提供してくれる。Danone がまず、Nestlé グループのブラジル企業に対して民事訴訟を提起し、広告キャンペーンで Danone および Activia のブランドの使用を阻止しようとしたことは、言及に値する。Danone によると、2007 年 1 月以降、Nestlé は、「不当でこれみよがしな」方法で比較広告を行う Nesvita の広告映画の放送を開始した。第一審判決は、日割の罰金に基づき、Danone ブランドとの比較広告をこれ以上行わないことを Nestlé に命ずる判決を下した。また、補償も認められた。サンパウロ上訴裁判所は、当該広告には Danone 製品に対する攻撃のいかなる含意も示唆もないとの見解を破棄した。

当該事案の報告者は、次のように述べている。「Nesvita および Activia ブランドにはいかなる類似点もなく、消費者に混同をもたらすおそれはない。また、Danone ブランドを貶め

¹⁹ サンパウロ控訴裁判所、控訴第 605.855-4/7 号。Calinda Administração e Participação Ltda. (Shopping 25 de março) 対 Frates Indústria e Comércio Ltda. (Trak&Field). 第 4 民事法廷、2008 年 12 月 11 日。

ることなく客観的な説明が提供されており、したがって登録商標の侵害または不正競争もない。」²⁰

識別力、消費者の認識および潜在的な消費者の転換および／または混同の証拠を提示することの必要性は、いかなる民事事件においても、あらゆる場合に極めて重要である。補償ならびに財産的損害または知的財産権および／もしくはその所有者の評価に関する損害の証拠を提示する必要性についても、同じことが言える。

²⁰ STJ. REsp 1377911 / SP, Rel. Minister Luis Felipe Salomão、第4法廷、2014年10月2日判決